

資料 12

「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」に掲げる施策の実施状況について

平成 15 年 6 月 27 日現在

(2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

基本計画	平成 13 年度及び平成 14 年度において実施した措置	備考
ア 国連の諸活動への協力 ・ 国連の諸活動への協力 第 4 回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献、国連婦人開発基金（UNIFEM）等への拠出等の協力を推進する。 国連開発計画（UNDP）等の行う開発途上国の女性支援活動に対する協力を推進する。 教育分野については、国連教育科学文化機関（UNESCO）の活動に参加・協力することにより、アジア・太平洋地域における女性の識字の普及を促進する。 今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。	○会議・委員会等への参加 - 第 46 回国連婦人の地位委員会への対応。 目黒依子日本代表、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国連日本代表部、国際協力事業団（オブザーバー参加）から計 14 名出席。 「グローバル化による世界におけるライフサイクルを通じた女性のエンパワーメント等による貧困撲滅」、「環境管理及び自然災害緩和：ジェンダーの視点」等について議論。主な成果として、上記テーマに関する合意結論、「国連システムの全ての政策・計画へのジェンダー視点の主流化」等の決議の採択。（平成 14 年 3 月）（内閣府、外務省） - 第 47 回国連婦人の地位委員会への対応。 目黒依子日本代表、内閣府、外務省、厚生労働省、農林水産省、国連日本代表部、国際協力事業団（オブザーバー参加）から計 14 名出席。 「メディア及び ICT（情報通信技術）への女性の参加及びアクセス、それらがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」、「女性の人権及び北京行動綱領・女性 2000 年会議成果文書において定義された女性と女児に対するあらゆる形態の暴力撤廃」等につき議論。主な成果として、「メディア及び ICT（情報通信技術）への女性の参加及びアクセス、それらがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」に関する合意結論等の採択。（平成 15 年 3 月）（内閣府、外務省）	国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women: CSW） <u>設立</u>：昭和 21（1946）年。国連の経済社会理事会の下部機構である機能委員会のひとつ。 <u>構成</u>：国連の経済社会理事会で選出された 45 カ国の委員国の代表から成る。 <u>主な機能</u>：政治・経済・社会・教育等の分野における女性の権利を促進するために、国連総会に対して勧告、報告、提案をする等の機能を持つ。 <u>主な活動</u>：女子差別撤廃宣言の起草など、女性の地位に関するあらゆる活動のイニシアティブを取る。

	- 第 56 回国連総会(国連総会第 3 委員会 (社会、人道と文化))への対応。 柳川恒子弁護士(女性法律家協会)が政府代表代理として出席。 「女性の地位向上」に関して、「貧困からの脱出」「女性に対する暴力」「女性・児童のトラフィッキング」「アフガニスタンの女性の状況」等について議論。(平成 13 年秋)(外務省) - 第 57 回国連総会(国連総会第 3 委員会 (社会、人道と文化))への対応。 房野桂国連婦人年連絡会国際部長が政府代表代理として出席。 「女性の地位向上」に関して、「犯罪を含む女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃」、「国連システム内の女性の地位の改善」等について議論。(平成 14 年秋)(外務省) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関して、条約実施のためにとった立法、司法、行政等の措置とその実施の進捗状況を含む取組を取りまとめた「女子差別撤廃条約実施状況第 5 回報告」を国連事務総長に提出。(平成 14 年 9 月) 本報告は第 4 回報告と一括して、第 29 回女子差別撤廃委員会(平成 15 年 7 月)で審議。(内閣府) ○国連機関・基金等への協力 <u>国連婦人開発基金</u>へ(UNIFEM)の拠出 平成 13 年度 151.5 百万円(141.6 万ドル) 平成 14 年度 124.2 百万円(101.8 万ドル) (外務省)(資料 2-1, 2-2) - 国連婦人開発基金の下に設置した「<u>女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金</u>」への拠出 平成 13 年度 42.8 百万円(40 万ドル) 平成 14 年度 35.1 百万円(28.8 万ドル) (外務省)(資料 2-1, 2-2)	国連婦人開発基金 (United Nations Development Fund for Women: UNIFEM) <u>設立経緯</u>: 国連婦人年(昭和 50(1975)年)に「国連婦人の 10 年基金」(昭和 51(1976)～60(85)年)を設立。昭和 60(1985)年に「国連婦人開発基金」と改称。 <u>組織</u>: 12 の開発途上国に地域計画アドバイザーを配置。事務局本部はニューヨーク。 <u>主な事業</u>: ①開発過程の全ての局面への女性の完全な参加を確保するための活動及び女性のエンパワーメントのための活動に対し資金及び技術援助。②「女性に対する暴力撤廃のための UNIFEM 信託基金」を通じ、暴力撤廃のための活動に対する資金協力の実施。 女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金 (UNIFEM Trust Fund in Support of Actions to Eliminate Violence Against Women) <u>設立経緯</u>: 第 50 回国連総会(平成 7 (1995)年)に、日本政府の「女性に対する暴力撤廃に向けての国連婦人開発基金の役割」決議案が採択され、平成 8(1996)年に設立。 <u>主な活動</u>: 暴力等の被害を受けた女性及び暴力を受けやすい女性に対する職業訓練等自立促進事業、女性に対する暴力に対処する組織強化、被害の未然防止や摘発に寄与する組織への支援、女性に対する暴力に関する各国等の計画及び事業への支援。 国際婦人調査訓練研修所 (United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women: INSTRAW)
--	--	---

	・ <u>国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)</u>への拠出 平成 13 年度 7 百万円 (6.5 万ドル) 平成 14 年度 拠出停止 (外務省) ・ 我が国が平成 7 年に<u>国連開発計画</u> (UNDP) の下に設置した「UNDP 日本 WID 基金」への拠出 平成 13 年度 214 百万円 (200 万ドル) 平成 14 年度 182 百万円 (149.2 万ドル) (外務省) (資料 2-1, 2-3) ・ 国連児童基金 (UNICEF) による女子教育プロジェクトへの拠出: 平成 13 年度 100 万ドル 平成 14 年度 90 万ドル (外務省) (資料 2-1) ・ <u>国連教育科学文化機関 (UNESCO) 人的資源開発信託基金</u>をと おして、女性教育支援関連プロジェクトへの拠出 平成 13 年度 約 15 万ドル 平成 14 年度 約 21.6 万ドル (外務省) ・ <u>国連教育科学文化機関 (UNESCO) 万人のための教育 (EFA) 信託 基金</u>への拠出 平成 14 年度 約 74 万ドル (文部科学省) ・ <u>国際労働機関 (ILO) 女性の雇用機会拡大プロジェクト</u>への拠出 平成 13 年度 52.6 万ドル 平成 14 年度 40 万ドル (厚生労働省) (資料 2-4)	<u>設立</u>: 昭和 51(1976)年 <u>主な活動</u>: 経済社会開発の全ての面への女性の の平等な参加を実現するための研修プログ ラム、女性問題に関する世界的規模の情報の 普及に資する情報システムの設置・維持等。 国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) <u>設立</u>: 昭和 41(1966)年 <u>主な活動</u>: 開発協力のための多国間資金援助 機関。貧困削減、ガバナンス、エネルギーと 環境、危機予防と復旧、情報通信技術及び HIV/AIDS の削減の 6 分野に重点を置き支援を 実施。 国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO) 人的資源開発信託基 金 <u>設立</u>: 平成 12 年度 <u>事業概要</u>: 女子教育を含む開発途上国の人材 育成を図る。 国連教育科学文化機関万人のための教育 (EFA) 信託基金 <u>事業開始年度</u>: 平成 14 年度 <u>事業概要</u>: 世界教育フォーラム (2000 年) で 採択された「ダカール行動枠組み」の達成目 標: ①就学前の教育の拡大・改善、②2015 年 までにすべての子どもの無償初等教育への アクセス確保、③青年及び成人の学習ニーズ に対する十分な対応、④ 2015 年までに成人識 字率の 50%改善と、成人の基礎教育へのアク セスの平等の確保、⑤2005 年までに初等中等
--	--	---

イ W I D / ジェンダーの推進 OECD / DAC が策定した「ジェンダー平等 / W I D 指針」を踏まえ、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を確保し、被援助国における男女共同参画の促進を図るため、W I D / ジェンダーの観点から社会全体の持続可能な経済・社会開発を目指していく。 ・ W I D イニシアティブの推進 W I D イニシアティブの 3 つの重点各分野について次のような目標を立て協力	・ <u>アジア太平洋地域技能開発計画</u> (APSDEP) 等が主催する「女性の地域雇用促進に関する技術会合」への拠出 平成 13 年度 3 万ドル (厚生労働省) (資料 2 - 5)	教育における男女格差の解消、2015 年までに教育の場における男女平等の達成、⑥教育の質的向上を目指すユネスコを支援。 国際労働機関 (International Labor Organization: ILO) <u>設立</u>: 大正 8 (1919) 年 <u>主な活動</u>: 平成 11 (1999) 年以降「権利が保障され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事 (Decent Work) の実現」のため、労働における権利、雇用、社会保護、社会対話を目標に掲げ援助を実施。 アジア太平洋地域技能開発計画 (Asian and Pacific Skill Development Programme: APSDP) <u>設立</u>: 昭和 53 (1978) 年 <u>主な活動</u>: 国際労働機関が協力する地域プログラム。職業能力開発関連情報ネットワーク、職業能力評価制度、企業内訓練等の分野で研修、調査研究等の実施。
---	--	---

を進める。 【教育】 西暦 2005 年までに、開発途上国における 6 歳から 11 歳までの男女格差をなくし、また、西暦 2010 年までに開発途上国の 6 歳から 11 歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられることを目指す努力を支援する。 具体的には、例えば女子教育の教科書・教材の作成・普及、教員の養成、女子教育、訓練のための施設、設備の整備、成人女性の識字教育の促進等に対する支援を行う。 【健康】 西暦 2010 年までに、妊産婦死亡率（出生 10 万人当たりの妊産婦の死亡者数）を 200 以下に下げることを目指す努力を支援する。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015 年までに、乳児死亡率（出生 1,000 人当たりの 1 歳未満の子どもの死亡者数）を 35 以下に下げることを目指す努力を支援する。 具体的には、例えば基礎保健医療体制の整備・強化、母子保健サービスの強化（乳幼児の健康診断、予防接種、栄養相談）、家族計画の普及、基礎データの整備能力の向上等を推進する。	○教育 依然として男子に比較し女子の初等教育就学率の低い国が多いが、男子も同様に初等教育就学率の低い国は多い。このため、開発途上国における教育普及の一環として、一般プロジェクト無償資金協力及び小規模な案件に対する草の根無償資金協力により学校建設を多数行っている。ODA 中期政策では、貧困、人口、環境等の諸問題に効果的に対処する上で基礎教育が重要な鍵であるとの認識の下に、特に女子の基礎教育支援の重視を明確に打ち出している。こうした観点から、特に女子教育に視点を当てた支援及び女性教員養成を目的として、「女性教育関係者の研修受入」、「女性の教育推進セミナー」、「女子教育に係る企画・調整」（グアテマラ）専門家派遣など、技術協力による積極的な協力を行っている。（外務省）（資料 2－6） ○健康 健康分野は、開発援助の重点課題の一つとなっている。母子医療のための機材整備などの協力を積極的に行ってきたほか、「母と子の健康手帳」（インドネシア）「母子保健医療サービス向上」（ガーナ）に関するプロジェクト方式技術協力、「地域母子保健教育」研修員受入、「プライマリ・ヘルスケア」（ラオス）のための専門家派遣など、この分野における協力を幅広く実施している。（外務省）（資料 2－6）	（参考） カナナキス・サミット（平成 14 年）において「成長のための基礎教育イニシアチブ：BEGIN」を発表し、併せて向こう 5 年間で低所得国に対する教育での ODA を 2500 億円以上行うこととした。女性が主要な支援対象のものについては WID イニシアティブの実績に含まれる。（外務省） （参考） 平成 12(2000)年 7 月に九州・沖縄サミットにおいて、HIV/AIDS を含む感染症に対する 5 年間で 30 億ドルを目途とする沖縄感染症対策イニシアティブを発表。女性が主要な支援対象のものについては WID イニシアティブの実績に含まれる。（外務省）
--	--	--

【経済・社会活動への参加】 女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律、制度の整備のための協力を行う。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、このような女性に対する支援制度の導入を支援し、また、資金協力等の積極的支援を行う。 具体的には、例えば組織化のための助言、指導（例：機材供与や貸付けの対象となり得る同業組合の設立）、零細企業の育成、その他経済・社会活動への参加に資する機材供与、零細企業に対する支援制度への資金協力等を推進する。 ・ WID推進体制の充実 WIDイニシアティブの推進に当たっては、援助の形成、決定、実施及び評価への女性の参画を促進する。このため、援助機関従事者のWID／ジェンダーに対する認識を強化し、また、大使館におけるWID担当者の指名やガイドライン、手引書の活用などにより実施体制の充実を図る。	○経済・社会活動への参加 「農村女性能力向上」研修、「女性の地位向上のための行政官セミナー」「男女共同参画推進セミナー」の開催など多くの案件を実施している。一方、専門家派遣では、「女性職業訓練センター運営管理」（フィリピン）、「女性起業家支援」（南アフリカ）などの協力を進めている。また、有償資金協力では、女性の零細・小規模企業家に配慮した「社会開発基金事業」（エジプト）を行い、草の根無償資金協力では、「農村女性のための能力開発センター建設」（ミャンマー）、「裁縫、刺繍、編み物、染色による女性の地位の向上」（カメルーン）、「女性起業家支援センター整備」（ヨルダン）他、青年海外協力隊による現場に密着した活動（婦人子供服、看護婦、栄養士、家政、村落開発等）により、きめ細かな施策を講じている。なお、NGO 事業補助金による「女性自立支援事業」（ユーゴスラビア、フィリピン）において、NGO の活動を通じた支援も実施している。（外務省）（参考資料2－6） 「WID イニシアティブ」の一環として国際農業開発基金(IFAD)に設立した「日・IFAD・WID 基金」への拠出 平成13年度 53.5 百万円（50 万ドル） 平成14年度 45.5 百万円（37.3 万ドル） （外務省）（資料2－1） WID 推進体制の強化 - 平成13年度「ラオスにおけるジェンダー関連 ODA に対する有識者評価」の実施（外務省）（資料2－7） - 平成14年度「開発における女性支援（WID）／ジェンダー政策評価」の実施（外務省）（資料2－8） - 国際協力事業団（JICA）の取組（外務省）	国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development: IFAD） 設立：昭和53(1978)年 主な活動：貧困撲滅と環境保全を重要な課題として、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助の実施。 日・IFAD・WID 基金 設立：平成7(1995)年 主な活動：途上国の農村開発における女性の役割の重要性に鑑み、各種調査、技術訓練等の実施。
--	---	--

	① 平成 14 年度「第二次分野別ジェンダー・WID 研究会」 ODA 全体におけるジェンダー視点の強化と JICA 事業における具現化に向けた提言等について検討。(資料 2-9) ② JICA 事業においてジェンダー主流化を推進するための指針として、課題別指針「ジェンダー主流化・WID」を作成(平成 14 年度)。 ③ WID/ジェンダーに知見や関心を有する外部有識者による会議等の開催 (1)「ジェンダー・WID 懇談会」(年 1~2 回)を開催。 JICA 事業におけるジェンダー・WID の取組みに係る助言を行うために平成 8 年に設置。 (2)重点課題別「開発とジェンダー」支援委員会(年 2~3 回)を開催。 主に課題別指針「ジェンダー主流化・WID」についての検討及びジェンダーを効果的に事業に盛り込む視点からの助言や支援を行うために平成 12 年に設置。 ④ 国際機関等との連携 ・ 国連開発計画 (UNDP) 政策局ジェンダー担当課との合同セミナー、ワークショップの開催 平成 13 年度 JICA-UNDP 合同ジェンダー・ワークショップ(日本)(平成 14(2002)年 2 月)、 平成 14 年度 第 4 回 JICA-UNDP 合同ジェンダー・ワークショップ(カンボジア)(平成 15(2003)年 3 月) ・ OECD/DAC ジェンダー平等作業部会並びに国連婦人の地位委員会(平成 13(2001)年 3 月より)に参加し、開発援助におけるジェンダーの取組について他の援助機関と知見を共有。	
--	---	--

・ NGO等との連携・協力の強化 W I Dイニシアティブの推進に当たっては、開発途上国及び他の援助国、国際機関、NGOとも協力しつつ、W I D分野の開発援助の拡充に一層努める。個別の援助案件の企画、実施、モニタリング、評価及びフォローアップについては、NGOの一層の参加を検討する。 また、国際ボランティア貯金の寄附金、草の根無償資金協力、NGO事業補助金等、様々な枠組みを活用して、NGOを通じて開発途上国の女性の自立を促進する等各種の事業を支援していく。	⑤ JICA 職員対象のジェンダー研修、専門家養成研修等における講義を実施し、その他不定期に外部の専門家によるジェンダーセミナーを開催。 ○様々な枠組みを活用した援助案件の実施 ・ <u>国際ボランティア貯金</u>による女性の自立支援（総務省） <table border="1" data-bbox="736 521 1532 788"> <tr> <th></th><th>平成 13 年度</th><th>平成 14 年度</th></tr> <tr> <td>女性の自立のために実施（総事業数）</td><td>11 事業（193 事業）</td><td>11 事業(150 事業)</td></tr> <tr> <td>金額(総額)</td><td>3,355 万 8 千円 (6 億 6,646 万 4 千円)</td><td>1,965 万 9 千円 (3 億 4,102 万 8 千円)</td></tr> <tr> <td>全体に占める割合</td><td>5%</td><td>5.8%</td></tr> </table> ・ 農村女性組織強化と営農・生活改善研修事業（国際協同組合同盟拠出金） <u>目的</u>：女性農業者の協同組合参加とその組織強化プロジェクト作成手法並びにジェンダーの視点に立った農家の営農・生活改善と所得の向上。 <u>事業内容</u>：女性組織の組織参加手法と共同活動事例研究、女性の起業家の事例研究及び所得創出・向上の手法等。 <u>拠出額</u> 平成 13 年度 21 百万円 平成 14 年度 21 百万円 （農林水産省） ・ 海外青年・女性農業等育成事業 <u>目的</u>：先進的な技術等の習得、近代的な経営能力の向上、農		平成 13 年度	平成 14 年度	女性の自立のために実施（総事業数）	11 事業（193 事業）	11 事業(150 事業)	金額(総額)	3,355 万 8 千円 (6 億 6,646 万 4 千円)	1,965 万 9 千円 (3 億 4,102 万 8 千円)	全体に占める割合	5%	5.8%	国際ボランティア貯金 通常貯金や通常貯蓄貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部を開発途上地域の人々の福祉の向上のために寄付する制度。
	平成 13 年度	平成 14 年度												
女性の自立のために実施（総事業数）	11 事業（193 事業）	11 事業(150 事業)												
金額(総額)	3,355 万 8 千円 (6 億 6,646 万 4 千円)	1,965 万 9 千円 (3 億 4,102 万 8 千円)												
全体に占める割合	5%	5.8%												

ウ 女性の平和への貢献 ・ <u>平和を推進する国際機関等への貢献</u> 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、NGOを支援する等により紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、紛争時において最も支援を必要とするのは女性や児童であることを考慮し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。	村女性の能力開発を通じた農村生活の向上と女性の社会・経済的条件の改善を図る。 事業内容 海外研修者受入事業、研修生フォローアップ事業、専門家人材確保事業の実施。 平成 13 年度 2 カ国から 5 名参加、95 百万円 平成 14 年度 2 カ国から 4 名参加、81 百万円 (農林水産省) ・ (財) ユネスコ・アジア文化センターによる <u>女性のための識字教育センター事業</u>の実施 平成 13 年度 16 百万円 平成 14 年度 16 百万円 (文部科学省) ○女性への平和の貢献 ・ <u>国連児童基金（UNICEF）によるアフガニスタンへの教育支援「バック・トゥ・スクール」キャンペーン</u>への拠出：500 万ドル（平成 13 年度）（外務省） ・ 「アフガニスタン復興支援国際会議」（平成 14 年 1 月）において日本政府のアフガニスタン復興支援に「女性の地位向上」を重点分野と位置づけ、復興・人道的支援のすべての分野で、女性が抱える課題に配慮。（外務省） ・ 平成 14(2002)年 2 月から、内閣官房長官の主催により「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」を開催し、同年 5 月に、女性／ジェンダーの観点から、「政治・制度的枠組み」「教育」「保健医療」「産業・職業」「基礎インフラ」「平和・安全」の 6 つの重点支援分野に「国内における取組の点検と評価」を加えた各分野について、今後我が国が女性支援を進めていくに当たっての基本的考え方、支援策の方向性及び具体的支援策等を盛	女性のための識字教育センター事業の主な活動：①NGO や現地調査員のための資料の収集・提供、②識字教材や識字教育方法論の開発、③識字教育に関する人材の要請、④非識字者を対象とした識字教室の運営。 国連児童基金（United Nations Children's Fund:UNICEF） 設立：昭和 21(1946)年 主な活動：保健・衛生、栄養改善、飲料水供給、教育等に関する長期的援助及び自然災害あるいは武力紛争等の際の緊急援助等の実施。 国連児童基金(UNICEF)「バック・トゥ・スクール」キャンペーン 事業開始：平成 14（2002）年 1 月 事業概要：アフガニスタン暫定政権、NGO との協力の下、新学期開始までに約 150 万人の児童の就学を達成することを目的に、教育機材の配布、就学を呼びかけるメディア・キャンペーン、教育の研修、学習環境の整備等の支援を実施。ユニセフ始まって以来最大規模の教育支援プログラム。
--	---	--

<

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・ <u>国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進</u> 国際分野における政策・方針決定の場において、女性が積極的な役割を果たし、地球社会の平等・開発・平和に貢献できるよう、国際機関、国際会議への女性の参加を推進する。 オ 国際交流・協力の推進 ・ <u>あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進</u> 女性に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好・協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける女性関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、女性に関する国際協力事業の一層の推進に努める。	○国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・ 第46回（平成14年）、第47回（平成15年）国連婦人の地位委員会及び第56回（平成13年秋）、第57回（平成14年秋）国連総会において、民間女性を「日本代表」、「政府代表代理」等の資格で派遣（外務省） ・ 女子差別撤廃委員（女性）：平成18年まで任期（外務省） ・ 国連を含む国際機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、昭和50年の19人から増加し、平成13年には304人、平成14年には333人。（外務省） ○国際交流・協力の推進 ・ 日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ女性交流プログラムを実施し、テーマに沿って関係専門分野で活躍する女性を招聘等。 平成13年度 「女性と法律」 平成14年度 「女性と医療」 （外務省） ・ <u>欧州評議会</u>第23回男女平等運営委員会（平成13年11月）、同第26回運営委員会（平成14年11月）にオブザーバーとして参加。欧州評議会の活動状況及びジェンダー主流化等についての情報収集。（内閣府） ・ 「男女共同参画グローバル政策対話」の開催。テーマ「2005年に向けての更なる行動とイニシアチブ」。 平成13年度 東京都及び佐賀県で開催。東京都でのサブテーマは「男女共同参画と社会保障制度について」、「男女共同参画推進のための政府とNGOパートナーシップ」、「男女共同施策の実効	欧州評議会 設立：昭和24（1949）年 目的：人権、民主主義及び法の支配の実現のための加盟国間の協調を拡大すること。 構成：平成14（2002年）4月末現在の加盟国は欧州44か国となっており、日本は、アメリカ・カナダ・メキシコとともにオブザーバー国。 主な対象分野：司法、行政、政治、経済、社会、文化等多岐にわたるが、軍事・防衛は対象外。
--	--	--

	性確保のための取組」、佐賀県でのサブテーマは「男女共同参画と社会保障制度」「メディアと女性」「女性に対する暴力」。 平成 14 年度 東京都及び秋田県で実施。サブテーマは「女性に対する暴力の撤廃」、「メディア及び ICT(情報通信技術)と女性」(内閣府) 「女性と仕事の未来館」において、派遣、招聘事業及び意見交換会等を通じ、我が国の女性労働関係者と開発途上国の女性労働関係者との相互交流を行い、我が国のこれまでの女性労働の経験、就労支援策に関する情報提供と技術的支援を実施する等「開発と女性」の視点を踏まえて、開発途上国への援助を推進。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>平成 13 年度</td><td>平成 14 年度</td></tr> <tr> <td>派遣・招聘事業</td><td>3 カ国</td><td>3 カ国</td></tr> <tr> <td>意見交換会等</td><td>5 回</td><td>6 回</td></tr> </table> (厚生労働省) 「<u>日・EU 協力のための行動計画</u>」(平成 13 年)の採択を受け、男女共同参画に関する日・EU 協議(平成 14 年 11 月)を実施し、相互の情報交換と今後の展望について話し合いの実施。(内閣府)(資料 2-10) - 第 2 回 A P E C 女性問題担当大臣会合(平成 14 年 9 月、メキシコのグアダハラで開催)への対応。A P E C 域内の持続可能なジェンダー統合及び女性の経済的利益と機会の向上のためのメカニズムを勧告する大臣共同声明の採択。(内閣府、外務省) - アジア工科大学大学院(AIT)WID 講座支援へ拠出 平成 13 年度 4.3 百万円(4 万ドル) 平成 14 年度 4.9 百万円(4 万ドル) (外務省)(資料 2-1) - 平成 14(2002)年 8~9 月に南アフリカで開催される「持続可能な		平成 13 年度	平成 14 年度	派遣・招聘事業	3 カ国	3 カ国	意見交換会等	5 回	6 回	<u>日・EU 協力のための行動計画</u> 第 10 回日・EU 首脳会議(平成 13 年 12 月 8 日)がブラッセル(ベルギー)において開催され、今後 10 年の日・EU 協力の指針となる「日・EU 協力のための行動計画」を採択。重点目標 3 に男女共同参画社会の実現に向けた施策、評価方法等に関する意見交換を含む。
	平成 13 年度	平成 14 年度									
派遣・招聘事業	3 カ国	3 カ国									
意見交換会等	5 回	6 回									

・ **環境問題に関する国際協力等の取組の推進**

「アジェンダ 21」及び「『アジェンダ 21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する国際協力については、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮するとともに、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。

・ **女性の教育分野における国際交流・協力の支援**

女性教育団体、国立女性教育会館や各地の女性教育関連施設等における国際交流・協力事業を支援する。

開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）への貢献を果たすよう、NGO／NPO 等意見交換会の活動支援、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の支援。サミットへの支援としては、海外広報用ビデオの作成、我が国の環境保全活動に関するパンフレットの作成、エコアジア専門家パネルの開催等の実施。（平成 14 年度）（環境省）

※ 同サミットでは、各国間で合意された「実施計画」中に、男女平等に基づいたあらゆるレベルの意思決定への女性の平等なアクセスを促進することなどが明記された。

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館による研修事業の実施（文部科学省）

事業名	平成 13 年度		平成 14 年度	
	参加国数	参加者数	参加国数	参加者数
<u>国際女性情報処理研修</u>	21(20)	31 (26)	20(20)	28(28)
<u>女性情報国際フォーラム</u>	23 (22)	162 (33)	23 (22)	102 (30)
<u>女性の教育推進セミナー</u>	10(10)	10(10)	8(8)	9(9)

※参加国数は参加国総数（日本を含む）。（ ）は日本を除く参加国数（内数）。

※参加者数は参加者総数（日本を含む）。（ ）は日本を除く参加者数（内数）。

国際女性情報処理研修：アジア太平洋地域の行政担当者、NGO 指導者を対象に行う女性情報に関する情報処理研修の実施。

女性情報国際フォーラム：日本及び海外における女性情報の現状・課題について行政と民間の両面からの討議、国際的な視野から課題分析、国際的情報ネットワーク形成の推進。

女性の教育推進セミナー：女子教育における現状と課題を把握し、女性教育推進のための施策についての研修、教育へのアクセスや教育達成度における男女格差是正のための政策の立案・実施に必要な考え方などの取得。